札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四七一、一七六円
上記以外の市町村	四五七、八六七円

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	
三〇、六七一円	二七、一六〇円	二六、二〇六円	二〇、六九五円	

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十八円を、それぞれ支弁する。

5　〔略〕

第七条の二　〔略〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百四十六円を支弁する。

3　〔略〕

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四七〇、二三六円
上記以外の市町村	四五六、九五二円

3　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、指定施設の所在地の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

旭川市　帯広市　北見市	札幌市　釧路市　網走市	函館市	青森市　盛岡市　秋田市　山形市　長野市　松本市	
三〇、六三七円	二七、一二九円	二六、一七七円	二〇、六七二円	

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千六十九円を、それぞれ支弁する。

5　〔同上〕

第七条の二　〔同上〕

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十一円を支弁する。

3　〔同上〕